

保育園 平成30年度 下松市2・3号認定保育料

		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料(徴収金)基準額 (円)						2人以上 入所の場合	
子	階層区分		推定年収 ※おおよその目安	市町村民税所得割額	3歳未満児		3歳児		4歳以上児			
	国	市			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間		
	1	A	—	生活保護世帯	0						最も徴収金額が低い(=最も年齢が高い)児童は、全額徴収 上記以外の児童は、無料	
1子 2子～	2	B特	260万円未満	均等割非課税世帯 (母子世帯等)	0							
1子 2子		B		均等割非課税世帯	9,000	8,800	6,000	5,800	6,000	5,800		
3子～					4,500 →0	4,400 →0	3,000 →0	2,900 →0	3,000 →0	2,900 →0		
1子 2子～		3		C特	260万円以上 330万円未満	48,600円未満 (母子世帯等)	8,500	8,350	7,000 →6,000	6,850 →5,800		7,000 →6,000
1子 2子 3子～	C		48,600円未満	0								
1子 2子				18,000		17,600	15,000	14,700	15,000	14,700		
3子～				9,000		8,800	7,500	7,350	7,500	7,350		
1子 2子～	4	D1特	330万円以上 360万円未満	48,600円以上 57,700円未満 (母子世帯等)	12,000 →9,000	11,750 →8,800	10,000 →6,000	9,800 →5,800	10,000 →6,000	9,800 →5,800		
1子 2子 3子～				D1	48,600円以上 57,700円未満	0						
1子 2子 3子～		24,000				23,500	20,000	19,600	20,000	19,600		
1子 2子		12,000				11,750	10,000	9,800	10,000	9,800		
1子 2子～		D2特		57,700円以上 77,101円未満 (母子世帯等)	0							
1子 2子					D2	57,700円以上 77,101円未満	24,000	23,500	20,000	19,600		20,000
1子 2子		D3		360万円以上 470万円未満			77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,400	27,000		26,500
1子 2子					D4	470万円以上 550万円未満		97,000円以上 133,000円未満	38,000	37,300		
1子 2子	D5	550万円以上 640万円未満	133,000円以上 169,000円未満	44,500			43,700					
1子 2子				D6	640万円以上 930万円未満	169,000円以上 301,000円未満	58,000	57,000	34,000	33,400		28,000
1子 2子	D7	930万円以上 1,130万円未満	301,000円以上 397,000円未満				73,000	71,700				
1子 2子				D8	1,130万円以上	397,000円以上	80,000	78,600				

- 1 年齢は、保育所入所日の属する年度の4月初日をもって認定する。
- 2 「母子世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障害者(児)のいる世帯をいう。
- 3 住宅取得等の特別控除に係る減税の取扱いについては、適用しないものとする。
- 4 第3子以降については、半額または全額が減額される場合があります。